

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年5月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国民年金関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401198 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500006 号

第 1 結論

平成 9 年 12 月から平成 11 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 12 月から平成 11 年 9 月まで

私は、厚生年金保険の資格を喪失した平成 3 年の後半以降から国民年金の納付書が送られてきたと記憶しており、既にオレンジ色の年金手帳を保有していたことから、国民年金に自動的に加入しているものと認識していたが国民年金保険料は納付していなかった。

しかし、年金を受給するためには一定の加入期間が必要であることを知っていたことから、未納となっている国民年金保険料を納付するため、平成 11 年 12 月 14 日に納付書数枚と支払える分の現金を準備し、A 市役所の B 出張所で請求期間に係る国民年金保険料を遡ってまとめて納付したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 11 年 12 月 14 日に納付書数枚と 25 万円から 30 万円の現金を準備し、B 出張所で請求期間に係る国民年金保険料を遡ってまとめて納付した旨主張しているところ、請求者が提出した同出張所から送付されたとする手紙に記載された国民年金の申請日（平成 11 年 12 月 14 日）及び年金手帳の交付年月日（平成 12 年 1 月 4 日）並びにオンライン記録により、請求者の国民年金の加入手続は平成 11 年 12 月頃に行われたことが推認でき、当該加入手続時点において、請求期間の保険料を納付することは可能である。

しかしながら、請求期間のうち平成 9 年 12 月から平成 11 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、請求者が主張する納付年月日（平成 11 年 12 月 14 日）時点において過年度保険料であり、B 出張所の窓口では、当該保険料は納付することができず、請求者の主張する納付方法は制度上の取扱いと一致しない。

また、請求期間のうち現年度保険料にあたる平成 11 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る国民年金保険料については、B 出張所で納付することが可能であるが、当該期間の国民年金保険料の合計額は 7 万 9,800 円であることから、請求者が納付したと主張する金額とかい離して

いる。

さらに、A市は、請求者に係る国民年金保険料の納付状況が確認できる資料はない旨回答している。

加えて、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401314 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500004 号

第 1 結論

平成 14 年 10 月から平成 18 年 12 月までの請求期間及び平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 10 月から平成 18 年 12 月まで
② 平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月まで

私は、請求期間①及び②が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間①及び②の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いなく、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、これまでに請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を請求期間①は 21 回、請求期間②は 20 回行っているが、既に当該訂正請求に対して、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 関東信越（東京）（受）第 2401315 号

厚生局事案番号 関東信越（東京）（国）第 2500005 号

第 1 結論

平成 2 年＊月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年＊月

私は、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いなく、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、これまでに請求期間の国民年金保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を 15 回行っているが、既に当該訂正請求に対して、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。